

令和7年2月21日 開会
令和7年2月21日 閉会
第 10 回
(通算第 236 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 2 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年2月10日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年2月21日
2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 10 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和7年2月21日
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最適化 推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最適化 推進委員 河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂</p>
欠席委員	<p>農業委員 7番 橋本 修治</p> <p>農地利用 最適化 推進委員 澄川 敦馬 米田 銀次郎</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 10時00分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	河野 雅俊 藤井 和子
会期の決定	令和7年2月21日
開 議	令和7年2月21日
備 考	

第 10 回農業委員会
(通算第 236 回)

令和7年2月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第5号 | 地籍調査に伴う地目変更の同意について |
| 議案第6号 | 吉賀農業振興地域整備計画の変更について |

事務局	<p>本日の欠席の方は、橋本委員さん、澄川委員さん、米田銀次郎さん委員さんで、農業委員さんは12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河野雅俊委員、藤井委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。</p> <p>今回の申請は、農地の所在は朝倉〇〇番、地目 畑、他1筆、合計面積〇〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難であるためです。</p> <p>非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すこととなります。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それではですね、議案第1号の朝倉の案件でございますが、非農地証明の確認者3名を指名したいと思います。お1人様河野委員さん、それから二人目、菊地委員さん、見川委員さん、この3名の方に現地の方確認をしていただきますよう、よろしくお願いします。また、報告につきましては、次回農業委員会の方で報告していただく、いう形になると思います。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番について説明します。</p> <p>農地の所在は抜月〇〇、他2筆、合計面積は〇〇㎡です。</p>

	<p>譲渡人は〇〇さん抜月の方、譲受人は〇〇さん、広島県の方です。</p> <p>2番から4番まで譲受人は同じく〇〇さんですので、一緒に説明したいと思います。</p> <p>2番の譲渡人は〇〇さん、3番は〇〇さん、4番は〇〇さんです。</p> <p>今回の申請地の場所は抜月の〇〇付近にある農地です。有償譲渡で10aあたり〇〇万円ですが、〇〇さんの農地のみ〇〇万円だそうです。</p> <p>譲受人は申請の農地で水稻を栽培されるそうです。機械は田植機、トラクターなどを所有されています。</p> <p>〇〇さんは周辺の住民と話し合いながら、農業経営を進める予定なので問題ないと思われそうですが、万が一苦情が出た場合には責任を持って善処するそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第2号につきまして、〇〇さんの案件でございますが、現地の方、米田浩司さんに現地確認していただいておりますので、よろしくお願いたします。</p>
米田浩司委員	<p>おはようございます。</p> <p>この9月にも〇〇さんの案件で、現地に行きまして、機械とかは全て確認しております。また地元の人とも草刈り等も連携しながらやっていく、ということなので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。現地確認の方も、何の問題もないだろう、という事で報告がありました。それではご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしくお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは第2号の議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可承認されました。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。</p> <p>この案件は、農地転用の申請です。農地法第4条の規定とは、自分が所有する農地を転用する場合の申請となります。</p> <p>許可の条件はいくつかありますが、周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用用水などに支障を及ぼす</p>

ことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。

農地の所在は福川〇〇番、地目が畑、他 1 筆、合計面積〇〇㎡で、申請者は〇〇さんです。場所は〇〇から福川方面に〇〇km行ったところです。

転用の目的は墓地及び駐車場の設置です。理由は既存の墓所が山中にあり管理が困難であるため居住地の近くに移し、駐車場も整備したいとのこと。

申請地に隣接する自己所有の農地があるが、周囲をコンクリート擁壁とし土砂等が流出しないようにされるそうです。排水は雨水しか出ないので自然透過し問題ないと考えますが、近隣から苦情が出た場合は善処されるそうです。

転用の確実性を見るため資金調達を確認しますが、通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。

この農地は 10 月の農業委員会総会において、吉賀農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に意見をお聞きしたところです。内容は、吉賀町で農業を振興する区域として指定している「農用地区域」から、別の用途に利用するため除外することについて、農業委員会の意見を求められ、特に意見なしとしたものです。その後、農用地区域からの除外手続きは完了しております。

以上、ご審議をお願いします。

議長

それでは、経緯につきましては事務局が説明した通りです。現地の方、杉ノ内さんに確認していただいておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

杉ノ内委員

はい。12日に見に行ったんですけど、周りに農地がなく、水路の方も農業用の水路に入る事もないので、問題ないと思われま。

議長

はい、ありがとうございました。それでは議案第3号につきまして、みなさんの意見を受けたいと思います。

ご意見のある方、挙手を求めます。

無いようですね。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

それでは、第3号議案につきまして、賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第4号について説明します。

この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するも

のになります。

基盤強化法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

5 ページをご覧ください。

新規案件を読み上げます。

《読み上げ》

以上ご審議をお願いします。

議 長

今事務局が読み上げた事でございます。

皆様の全体を通してのご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いします。

それではご意見が無いようでございますので、裁決に移りますが、私に関わる案件もありまして、自分ではなく、職務代理さん採決よろしくをお願いします。

(〇〇 退席)

河野 達委員

〇〇関係が番号4から20まであります。

質問が無いという事で、裁決を取りたいと思います。

賛成の農業委員の方、挙手を願います。

全員賛成で可決されました

(〇〇 入室)

議 長

議案第5号 地積調査に伴う地目変更の同意について、を議事とします。

事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、19ページをご覧ください。議案第5号、地籍調査に伴う地目変更の同意について説明いたします。

今回、白谷地区の地籍調査について、農業委員会の同意が求められております。

20ページをご覧ください。表の一番左側は地籍調査前ですが、一番下に合計がありますが、筆数は179筆、面積は532404.05㎡(53ha)について調査を行いました。調査の結果は、次のページ以降に掲載しています。

21ページをご覧ください。表の左側は地籍調査前の土地の表示、表の右側は地籍

<p>議 長</p>	<p>調査後のものをのせています。例えば一番上の①を説明しますと、白谷〇〇、地目が田、面積が〇〇㎡の農地が、地籍調査後は地目が山林、面積が〇〇㎡に変更されたということです。</p> <p>地積調査では現況で判断されるため、登記地目上農地であっても現況が農地以外であればその地目に変更となります。同じように、24 ページまで表がありますが、面積や地目が変更となっております。</p> <p>土地の現況に合わせて地目を変更しないといけないということがあり、現況で判断されたそうです。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p> <p>それでは、今説明がありましたように、地積調査の関係での同意でございますけど、現地の方、齋藤一政さんに見ていただいておりますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>齋藤一政委員</p>	<p>はい。この地籍調査の地区の場所ですけど、神楽の館から、それから奥にずっといく林道があります。杉山地区に抜ける林道ですが、その間の所です。</p> <p>8月27日に地区の説明会がありまして、9月4日と9月11日に2日間で実施しております。</p> <p>地権者がそれぞれの日に立会をいたしまして、後日調査結果を閲覧して間違いはないと確認しておりますので、問題はないと思われそうです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>現地の方、地権者が確認の上、承諾したそうです。</p> <p>それでは皆さんの意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をよろしくをお願いします。</p> <p>無いようでございますので採決の方に移らせていただきます。</p> <p>第5号議案、地積に伴う地目変更の同意について賛成の方の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。</p> <p>議案第6号 吉賀農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号について説明します。議案書の25ページ、併せて別冊の資料をご覧ください。</p>

農業振興地域整備計画とは、町が農業を振興する地域を指定し、将来的に農用地等として利用を図るべき土地の区域（農用地区域）を定めた計画です。

このたび、農地転用するため「農用地区域」から除外することについて、農業委員会の意見を求められております。

議案書の26ページをご覧ください。こちらに記載されている農地について、農用地区域からの除外申請が出ております。

整理番号1について説明します。場所は福川〇〇番、面積〇〇㎡で、事業計画者は〇〇さんです。農用地区域からの除外の理由は、住宅改修に伴う増築です。

場所は〇〇から福川方面に約2km行ったところ です。

別冊の資料の整理番号1に地図や現況写真があるので参考にご覧ください。

この整備計画の変更について今後の流れを申し上げますと、農業委員会や土地改良区等の意見を踏まえて、町が県と協議します。協議が整いましたら公告をして計画が変更されることとなります。農業振興地域の農用地区域から除外がされますと、その後、農地転用申請が出てくることとなります。

転用申請が出てきた際には改めてご審議いただくこととなります。

1番の説明は以上となります。この案件についてご協議いただき、農用地から除外することに対しての意見を町へ返す事となります。

以上ご審議をお願いします。

次に整理番号2について説明します。場所は椋谷〇〇番他、合計3筆です。

事業計画者は島根県です。

除外の理由は、急傾斜地崩壊防止施設の一部として水路用地に整備するためです。

これは、島根県が行う公共事業で災害防止のため実施するものです。

この事業の場合、農地法第5条第5号の規定により、農業委員会の許可は不要となっています。ですが、農地以外のものになるため、場所は資料を参考にしてください。

整理番号2については、許可不要と回答したいと思います。そのためこの度は整理番号1番について審議をお願いしたいと思います

はい、ありがとうございました。それでは少し補足をしておきます。

この議案第6号につきましては、農業委員会及び土地改良区に意見を求めるという事になっておりまして、先日土地改良区の理事会ございまして、このFの1、先ほどFの2につきましては県の工事なので関係ない、土地改良区の方は両方とも出まして、一応異議なし、という事の許可はいただいております。

それではFの1番ですね、〇〇さんの案件につきまして、現地の方、杉ノ内さんに見ていただいておりますので、よろしく願いいたします。

杉ノ内委員	<p>役場の齋藤さんと一緒に見に行きまして、周りに田んぼはあるんですけど、ご本人さんの田んぼでして、他の人に迷惑がかかる事はないんですけど、この増築するという所の横で、水路が漏れてまして、その水路以外問題ないんですけど、その水路の分は建設水道課に連絡して、そちらも一緒に直しますという話なんで、それがちょっと不安かな、ということで他は問題ないと思います。</p>
議 長	<p>現地の方を見られた杉ノ内さんからすると、水路が壊れとる、それはご本人が直すということですか？</p>
杉ノ内委員	<p>そこは、〇〇地区で話し合っ、そこから建設水道課と役場の方で申請をする、というお話しでした。</p>
議 長	<p>そうですか。集落とも協議して進めていきますよ、ということですか。</p>
杉ノ内委員	<p>はい。そういう話でした。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは以上のような事でした、それでは、この件につきましてみなさんのご意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご意見のある方、挙手を求めます。</p> <p>無いようでございますので採決の方に移らせていただきます。</p> <p>第6号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので認可承認されました。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明お願いいたします</p>
事務局	<p>27ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>1番は抜月で〇〇さんから〇〇に貸されていた農地の解約となります。</p> <p>2番も抜月で〇〇さんから〇〇に貸されていた農地の解約です。</p> <p>この2件は、2ページの案件でありましたとおり、〇〇さんに譲り渡すため解約されました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告事項第 2 号でございます。非農地証明交付申請の承認についてでございます。報告事項 2 号の 1 番につきましては私の担当でございますので、私の方からご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>1 号に書かれております七日市の〇〇さんの非農地証明の件で確認しました。確認日は 1 月 21 日、1 月の農業委員会の後、本廣委員、それから澄川委員と私の 3 人で調査いたしました。</p> <p>現地の方の〇〇さんをご夫婦で施設の方に入居されてまして、会う事がかなわないという事で、よくご存知の〇〇行政書士さんの方へちょっとご連絡して、お話を伺ったりいたしまして、〇〇さんいわく、20 数年前から何にもしなく、大きな倉庫のようなものが建っております、それに大きな木が立っております、果樹かなと思ったら普通の雑木が多くなっていて、とても水稻に復旧できるような田んぼにできるような事ではない、という事を確認しましたので、ご報告をしておきます。</p> <p>報告第 2 号 非農地証明交付申請について、2 番の案件でございます。</p>
<p>河野達委員</p>	<p>朝倉の〇〇と〇〇の地番の田、先月 1 月 21 日の総会の後に見川委員さんと菊地委員さんと私と 3 名で確認してまいりました。</p> <p>この地番の農地が、〇〇地区の高津川の右岸の管理道に隣接しておりました。これは管理道と一体化しておまして、管理道として使用されている状態でした。その隣には既に圃場整備が完成しておまして、これを農地に復旧という事は現実的ではない、という事を確認いたしました。</p> <p>報告を終わります。以上です</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告第 2 号につきましては以上のような事でございます。</p> <p>それでは報告第 3 号です。</p> <p>報告第 3 号 農業用施設を建設する場合の届出について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>この届出は、自分で耕作する農地に 200 ㎡未満の農業経営施設を建設する場合は、農地転用許可は不要ですが、農地の転用届を出していただきます。この度その届が出されたので報告します。</p> <p>農地の所在は立河内〇〇番、現況畑、農地の面積は〇〇㎡、届出人は〇〇さん、六日市の方、農業用倉庫を建てるとのことで転用面積は〇〇㎡です。</p>

<p>河野雅俊委員</p> <p>議 長</p> <p>山根委員</p> <p>河野達委員</p> <p>河野雅俊委員</p> <p>田淵委員</p>	<p>次に、吉賀町農業委員会の意見書についてです。</p> <p>31ページをご覧ください。</p> <p>これは、吉賀町農業施策に関する意見書ということで、吉賀町の農業委員会から吉賀町長に対して提出するものです。</p> <p>農業委員会の意見書というのは「農業委員会等に関する法律」に基づくものです。農業委員会は、農業者の声をくみ上げ、行政機関に対し、農業施策の改善についての意見を提出することとなっています。</p> <p>また、改善意見の提出を受けた行政機関等は、その内容を考慮しなければならないこととされています。</p> <p>吉賀町では平成30年に意見書を提出して以来、出しておらず、情勢も変わってきているため、先日農政部会で協議して意見書の案を作成しました。今回、皆様にお伝えしますので、修正箇所やご意見があれば出していただきたいと思います。</p> <p>《意見書の内容説明》</p> <p>1・2 質疑</p> <p>UIターン頼りではなく、もう一度地元の人に農業に就いてもらう事を考えてもらいたい</p> <p>UIターンの地域との連携は、企画課、産業課で取っていきます。</p> <p>小規模圃場整備とは、どの程度のものか、そういったものがあるのか</p> <p>3・4・5 質疑</p> <p>米はふるさと納税で売るのがいい</p> <p>獣害はサルも明記してほしい</p> <p>5番は消費者の立場からの文章になってはいないか</p> <p>以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">午前 10時 00分閉会</p>
-----------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------